資料２

（２）富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

改正の内容は，地方税法施行令の一部改正により，国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を「５１万円」から「５２万円」に，支援分に係る課税限度額を「１６万円」から「１７万円」に，介護分に係る課税限度額を「１４万円」から「１６万円」に改正し，併せて地方税法の一部改正による所要の規定の整備をするものです。